

日本脳炎ワクチンの特例措置対象者について

日本脳炎ワクチンは、ワクチンの副反応により平成17年度から平成21年度にかけて、ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えがされてきました。そのため、その期間中に接種を受けることはできなかった人で、以下の生年月日に該当する人は定期接種として日本脳炎ワクチンを接種することができます。

【特例措置対象者と接種間隔について】

過去の接種歴によって接種回数が異なります。そのため、過去に接種歴のある人は母子手帳などで確認の上、接種をしてください。

1. 対象者

平成15年4月2日～平成19年4月1日の間に生まれた20歳未満の人

2. 接種間隔

①まだ1回も接種したことがない人

第Ⅰ期（初回2回、追加1回）を通常の間隔で接種

第Ⅱ期は、第Ⅰ期追加接種後6日以上の間隔（可能な限り5年の間隔をおくことが望ましい）をあけて接種

②1回接種したことがある人

第Ⅰ期の残りの回数（初回1回、追加1回）を通常の間隔で接種

第Ⅱ期は、第Ⅰ期追加接種後6日以上の間隔（可能な限り5年の間隔をおくことが望ましい）をあけて接種

③2回接種したことがある人

第Ⅰ期の残りの回数（追加1回）を通常の間隔で接種

第Ⅱ期は、第Ⅰ期追加接種後6日以上の間隔（可能な限り5年の間隔をおくことが望ましい）をあけて接種

④3回（第Ⅰ期）接種が済んでいる人

第Ⅱ期の接種を受けてください

第Ⅰ期追加接種後6日以上の間隔（可能な限り5年の間隔をおくことが望ましい）をあけて接種

※20歳になるまでに第Ⅰ期・第Ⅱ期ともに接種が完了できなかった場合、残りの回数の接種は定期予防接種の対象外（任意接種）となります。任意接種になっても接種は可能ですが、費用は全額自己負担（5,700円）となります。

ご注意ください！

13歳から16歳未満の人で接種の際に保護者が同伴しない場合、必ず同意書が必要になります。保護者が同伴しない場合は、予診票裏の同意書に保護者自署をお願いいたします。

※接種にあたっては、保護者と相談し、了承を得た上で行ってください。

※保護者は同意書表面の「日本脳炎ワクチンの接種を受けるに当たっての説明」をしっかりと読みください。

※予診票の太枠の保護者自署の欄には、保護者が直筆で記入してください。

町外で接種を希望する場合は接種の前に健康管理センターまでご相談ください。

【お問い合わせ・ご予約】健康管理センター（平日8:30～17:15）TEL0156-22-2219